

吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会及び第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、吉野川下流の国及び徳島県管理区間で大規模氾濫が発生することを前提に河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、近年、吉野川流域で薄れつつある「水防災意識社会」を再構築するとともに、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備えるべくハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第 3 条 協議会の対象河川は、別表 3 のとおりとする。なお、対象河川以外の一級河川についても必要に応じて協議することができる。

(組織の構成)

第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第 5 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、出水期前に堤防の共同点検等を実施し状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第 7 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第 8 条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の協議については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 9 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所河川調査課、徳島県県土整備部水管理政策課及び吉野川下流水防連絡会事務局市町が共同で行う。

（雑則）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

（平成 29 年 5 月 23 日一部改正、同日施行）

（平成 30 年 5 月 29 日一部改正、同日施行）

（令和 元年 5 月 31 日一部改正、同日施行）

（令和 2 年 5 月 21 日一部改正、同日施行）

別表 1

徳島市長
鳴門市長
吉野川市長
阿波市長
石井町長
松茂町長
北島町長
藍住町長
板野町長
上板町長
水資源機構 池田総合管理所長
水資源機構 旧吉野川河口堰管理所長
気象庁 徳島地方气象台長
国土交通省 国土地理院 四国地方測量部長
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長
徳島県 県土整備部長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局長
徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課長
徳島県 危機管理環境部 消防保安課長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局〈吉野川庁舎〉副局長

別表 2

徳島市 河川水路課長、危機管理課長
 鳴門市 土木課長、危機管理課長
 吉野川市 監理課長、防災対策課長
 阿波市 建設部次長兼建設課長、危機管理課長
 石井町 建設課長、危機管理課長
 松茂町 建設課長、特命部長兼危機管理課長
 北島町 建設課長、危機情報管理課長
 藍住町 建設産業課長、総務企画課長
 板野町 建設課長、総務課長
 上板町 建設課長、企画防災課長
 徳島市消防局長
 鳴門市消防本部消防長
 板野東部消防組合消防本部消防長
 板野西部消防組合消防本部消防長
 徳島中央広域連合消防本部消防長
 名西消防組合消防本部消防長
 水資源機構 池田総合管理所 第一管理課長
 水資源機構 旧吉野川河口堰管理所 所長代理（企画調整）
 気象庁 徳島地方気象台 防災管理官
 国土交通省 国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官
 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
 副所長＜地域＞、事業対策官、工務第一課長、河川調査課長、河川管理課長、
 防災課長、吉野川鴨島出張所長、吉野川上板出張所長、旧吉野川出張所長
 国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 副所長
 徳島県 県土整備部 水管理政策課 室長補佐
 徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課 課長補佐
 徳島県 危機管理環境部 消防保安課 課長補佐
 徳島県 東部県土整備局〈徳島庁舎〉 次長（機能再生担当）
 徳島県 東部県土整備局〈吉野川庁舎〉 次長（工務担当）

別表 3

洪水予報河川

吉野川

水位周知河川

旧吉野川

今切川

宮川内谷川

飯尾川

新池川

川田川

江川

ほたる川

鮎喰川

園瀬川